

議案第 21 号

寒川町健康管理センター代替施設整備事業請負契約に係る変更契約の締結について

寒川町健康管理センター代替施設整備事業請負変更契約を次のとおり締結する。

- 1 契約の相手方 神奈川県川崎市高津区二子二丁目 11 番 15 号
株式会社 大藪元宏建築研究所
代表取締役 大藪 元宏
神奈川県藤沢市大庭 5221 番地の 13
ミヤマ建設 株式会社
代表取締役 端山 聖
- 2 変更の内容 工期
変更前 令和 6 年 12 月 16 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
変更後 令和 6 年 12 月 16 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

令和 8 年 2 月 24 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

寒川町健康管理センター代替施設整備事業請負契約に係る変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案する。



請負仮変更契約書

1 工 事 名 寒川町健康管理センター代替施設整備事業

2 工 事 場 所 寒川町宮山144番地1

上記工事について、令和6年12月16日締結、令和7年10月2日変更契約をした工事請負契約書の条項中、次の事項について契約を変更する。

工 期

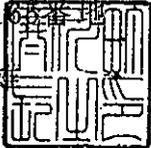
令和6年12月16日 から 令和8年3月31日 までを

令和6年12月16日 から 令和8年6月30日 までとする。

なお、当契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年寒川町条例第5号）第2条の規定により、議会に付し議決が成されたとき本契約が成立する。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自1通を保有する。ただし、本契約を電子契約サービスを用いて締結する場合は、本契約書の電磁的記録を作成し、当事者双方が電子契約サービスにより電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。その際、電子契約サービス上におけるタイムスタンプの日付にかかわらず、契約書に記載された契約締結日以降であって前記タイムスタンプの日付以前に生じた事実、行為等についても効力を有するものとする。

令和8年 2月 9日

発注者 住 所 神奈川県高座郡寒川町宮山16番地
氏 名 寒川町長 木村 俊 雄 

受注者 設計監理企業
住 所 神奈川県川崎市高津区二子 2-11-15
株式会社大藪元宏建築研究所
氏 名 代表取締役 大藪 元宏 

施工企業
住 所 神奈川県藤沢市大庭 5221-13
ミヤマ建設株式会社
氏 名 代表取締役 端山 聖 